

令和2年4月28日

民間保育施設保護者各位

水戸市長

### 新型コロナウイルスの感染拡大防止への御協力について

日頃から本市の教育・保育行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、可能な限り家庭保育を行っていただく期間を下記のとおり延長します。また、各種特例措置について、あわせてお知らせいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、今後の状況等に応じて、変更となる場合がありますので御了承ください。

#### 記

- 1 感染拡大防止のため、ご自宅で保育ができる場合は、登園を自粛いただきますよう御協力をお願いいたします。

※ 登園自粛を強要するものではありません。保育が必要な方には、今後とも保育の提供を行います。

**【期間】令和2年4月10日（金）から令和2年5月31日（日）まで**

- 2 利用者負担金について

0歳児～2歳児の利用者負担金につきましては、協力期間のうち、登園を控えた日数に応じ日割り計算とします。※水戸市民の方が対象です。

(1)4月分 徴収後の精算となります。日割り計算の詳細は後日お知らせいたします。

(2)5月分 徴収後の精算となります。ただし、5月中、すべての開園日において、登園自粛を御協力いただける場合は、利用者負担金を徴収しません。5月中、登園所しないことが確定している場合は、5月1日（金）までに各施設へ御連絡ください。

- 3 求職活動中の取り扱いについて

通常、求職活動での入所承諾期間は、3か月間ですが、4月入園児童については、入所承諾期間をひと月延長し、7月31日まで（4か月間）とします。

- 4 育児休業からの復職期限について

4月入園児童については、現在、特例として6月1日まで復職期限を延長しておりますが、2か月延長し、8月1日までとします。（5月入所児童の復職期限も8月1日までです。）